台風8号の接近に伴う大雨により災害救助法が適用された地域のご契約者の皆さまへ (第2報)

台風8号の接近に伴う大雨により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

台風8号の接近に伴う大雨により土砂災害が発生し、多数の方が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、長野県は災害救助法の適用を決定いたしました。

また、山形県においても住家に多数の被害が生じたため、7月9日付で災害救助法の適用を決定いたしました。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記『カスタマーセンター』までお問い合わせください。

■ 災害救助法適用市町村 【 法適用日 】

[長野県]

木曽郡 南木曽町 (きそぐん なぎそまち)

【 7月9日 】

[山形県]

南陽市(なんようし)

【 7月9日 】

※ 上記下線部が今回追加適用分です。

■ ご照会窓口

カスタマーセンター	0800-700-0600 (無料)
	営業時間:9時~18時(年末年始を除く)